

予防接種制度に係る費用負担等の見直しを求める意見書

わが国では予防接種法に基づき、ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎(ポリオ)、インフルエンザなどの疾病に対し定期予防接種が実施されている。

平成22年度からは、任意予防接種の子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンの3種に公費助成が開始されたが、この助成は、平成25年3月までとされている。

また、国において、現在、水痘、おたふくかぜ、B型肝炎、成人用肺炎球菌の4ワクチンについて定期予防接種化が検討されているが、接種費用の負担のあり方も不透明な状況である。

そして、本年9月から導入された不活化ポリオワクチンに続き、11月を目途に不活化ポリオワクチンを含む4種混合ワクチンの導入も予定されているが、これらのワクチン単価は従来のものとは比べて大幅に上昇しており、市区町村にとって財政上厳しい対応を迫られている。

現行制度では、定期予防接種にかかる費用は市区町村の支弁となっているが、厳しい財政状況の中で既存の定期予防接種に加え、新たな定期予防接種を含め、必要な費用をすべて市区町村が負担することは困難である。

国民を感染症から守り、次代を担う子どもたちの健やかな育ちを支えるためには、国の責任において全国一律に予防接種の適正な実施を確保することが重要である。

よって、羽村市議会は、国会及び政府に対し、予防接種が安定的かつ継続的に実施されるよう、下記の事項について所要の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 感染症対策の最も基本的かつ効果的な対策の一つとして予防接種を位置付け、新たなワクチンの定期予防接種化を含め、国民を守るための予防接種施策のより一層の拡充を進めること。
- 2 予防接種制度の見直しにあたっては、予防接種施策の総合的な計画の策定や制度全般に関する評価・検討組織の設置など、専門性や継続性を確保し、適正な実施体制を整備すること。
- 3 制度の見直しにあたっては、接種費用の負担のあり方について、市区町村と十分に協議・調整のうえ、検討すること。
- 4 新たなワクチンを定期予防接種化するにあたっては、全ての国民が確実に予防接種を受けられるよう、国の責任においてワクチン供給を含めた実施体制の整備と財源確保を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成24年9月28日

東京都羽村市議会議長 瀧 島 愛 夫